

「自然環境科学研究」 投稿規定（改定案）

昭和 61 年 12 月実施
平成 14 年 11 月改訂
平成 20 年 1 月改訂
平成 22 年 1 月改訂
平成 29 年 1 月改訂

- 1 投稿論文および資料は、自然環境科学に関する報文で他誌に未発表のものに限る。
- 2 投稿論文および資料は、自然環境科学の基礎あるいは応用に関するもの。調査・研究方法、実験装置などの改良や操作応用に関するもの。その他自然環境科学に関する諸知見や価値あるデータを報告するものであること。
- 3 投稿者の資格は問わない。
- 4 報文は、表題、本文ともに原則として和文または英文とする。
- 5 投稿論文および資料は、デジタル・ファイル 1 部を提出し、その形式は別に定める「投稿の手引き」に従うこと。これに反する場合は受理しないことがある。
- 6 原稿は、「公益財団法人平岡環境科学研究所」編集委員会あてに送付すること。編集委員会到着の日を受付日とし、査読後の完成原稿を受領した日を受理日とする。
- 7 原稿の採否は編集委員会が決定する。このため外部編集委員に委嘱し、その原稿に関する意見を求めることがある。また、編集委員会は、字句その他の加除修正を行い、あるいは著者にこれを要求することがある。
- 8 論文および資料の修正などについて、編集委員会から連絡があった場合は、2 週間以内に編集委員会に回答すること。これより遅れた場合は、新しい投稿として取り扱うことがある。
- 9 著者校正は再校までとする。投稿者には PDF ファイル化した原稿を送るので、「投稿の手引き 2・1・1 参照」を用いて校正作業を行い、受け取り後 10 日以内に校正の結果を返信すること。返信が遅れた場合は、編集委員会の校正のみで校了とする。
校正では印刷上の誤り以外の修正は出来ない。ただし、特別な事情のある場合は直ちに編集委員会に申し出ること。
- 10 本文が英文である論文および資料については、投稿者が原稿（表題、要約、引用文献を除く）の英文校正料（1 枚 6,000 円）を負担する。
- 11 本誌に掲載された記事についての著作権は、公益財団法人平岡環境科学研究所に属する。